

別添様式

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名 内閣府

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
北方領土問題対策協会	政策金融型	特定事業執行型 北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業					国民世論の啓発、業務調査研究等について見直す。	・常勤職員削減(平成19年度末1名、22年度末1名) ・一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の互換証を19年度中に行い、業務分担の在り方を再度見直す。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
		北方地域旧漁業権者等に対する融資業務					法人資金について は、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金について は、次期中期目標期間中に廃止も含めた 在り方を検討する。	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	北方領土問題対策協会	府省名	内閣府		
沿革	昭和31.11 財団法人南方同胞擁護会 昭和32.9 特殊法人南方同胞援護会 昭和36.12 特殊法人北方協会	昭和44.10 特殊法人北方領土問題対策協会	平成15.10 独立行政法人北方領土問題対策協会		
	役員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)				
国からの財政支出額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	855	846	862	932
支出額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	特別会計	-	-	-	-
	計	855	846	862	932
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)	うち運営費交付金	658	654	632	746
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	-	-	-	-
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)	平成17年度	197	192	230	186
	平成18年度	938	933	959	1,016
発生要因	平成17年度	741	741	746	
	平成18年度	-	-	-	-
見直し案	平成17年度	66	100		
	平成18年度	66	100		
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)	平成17年度	828	820	913	977
	平成18年度	828	820	913	977

・基金10億円等の利息(S62からは貸付業務勘定では利益は発生していない。)
・平成18年の利益の増加は、過年度損益修正益による。

<p>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）</p>	<p>①事務・事業の見直しに伴うもの ・国民世論の啓発業務、調査研究等についての見直し ・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。（見込額未定） ②組織的な見直しに伴うもの ・平成19年度末、22年度末に各1名削減し、19名の常勤職員を17名に削減。 ・主たる事務所（東京本部）は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。（見込額未定）</p>
<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>中期計画最終年度（平成19年度）の一般管理費（人件費除く）を平成14年度に比して13%削減することとしており、これについては順調に達成できる見込みである。また、業務経費についても毎年度1%の削減を図るとしているが、これについても達成している。その他、生活資金、更生資金におけるリスク管理債権額を平成17年度残高に対し10%以上縮減する等の定量的評価を行っているが、数値目標が設定されているものについては全て目標を達成しているところである。</p>

総括表(その2-2)

<p>支部・事業所等</p>	<p>支部・事業所等の名称</p>	<p>北方領土問題対策協会札幌事務所</p>			
		<p>所在地</p>	<p>北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地(アスナ145ビル)</p>		
	<p>職員数</p>	<p>7人</p>			
	<p>支部・事業所等で行う事務・事業名</p>	<p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき事務及び業務</p>			
<p>20年度予算要求額（百万円）</p>	<p>国からの財政支出（対19年度当初予算増減額）</p>	<p>186 (△43)</p>			
		<p>支出予算額（対19年度当初予算増減額）</p>	<p>270 (△46)</p>		
	<p>20年度予算要求額（百万円）</p>				

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型	政策金融型
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	北方領土問題の解決を図るために、以下の事業を行う。 ①国民世論の啓発(ア. 返還要求運動の推進、イ. ヒザなし交流事業の実施等、ウ. 北方領土を目で見る運動の推進) ②調査・研究(ア. 北方領土問題研究会の開催等、イ. 国際シンポジウムの開催) ③元島民への援護(ア. 返還署名運動等の諸活動への支援、イ. 自由訪問の実施)	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。
事務・事業に係る定員(19年度)	(担当数)12人		
事務・事業による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の2人、人員等)	①返還運動・啓発活動(ア. 全都道府県に設置されている県民会議)が関係組織・機関を結集して各地域で返還運動を展開、イ. 青年・婦人・労働者等の全国規模の団体が組織する北方領土返還要求運動連絡協議会(「北連協」)が参加団体の各層・職域等を中心に返還運動を展開、ウ. 元島民による組織(「千島連盟」)が返還署名運動等を展開、エ. その他) ②調査・研究については、アカデミズム、シンクタンク等がそれぞれに関心から北方領土問題に関する研究等を行っているところであるが、北方領土問題を専らとする専門の民間研究機関は見当たらない ③元島民への援護を目的とする民間主体は存在しない。	①北方領土問題が未解決であり、北方地域旧漁業権者等が立たされている特殊な地位に何ら変化がない以上、補償的意味合いをもつ本制度を廃止することはできない。仮に本制度を廃止することになると残置財産補償、旧漁業権補償等の新たな補償要求を惹起することとなる。②また、本制度の重要性に鑑み、法対象者の不均衡を是正するため元居住者の居住要件の緩和等の法改正(平成18年12月成立、平成20年4月施行)を行ったこととの整合性が図れない。	
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の2人、人員等)	①北方領土問題の解決は「国の責任と権限(外交)」で実現される以外に無いが、その外交交渉を支える最大の力は、北方領土の返還を求める一貫した国民世論にほかならない(昭和58年総理大臣決定「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」。以下「基本方針」という。)、北対協の「北方領土に関する諸問題解決の促進事業」は、このような観点から「一致した国民世論」の形成と高揚を目的として行われているものであり、その事業の廃止は、北方領土問題解決を最大の外交課題と位置付ける我が国の基本政策と齟齬することになる。②この事業を廃止したとすれば、北方領土問題に対する国の取組み姿勢の後退として受け取られ、その内外に対する影響ははかり知れない。	
②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	その他(独立行政法人北方領土問題対策協会法第3条第2項及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく事務・事業)

<p>事業開始からの継続年数</p>	<p>37年11ヶ月(特殊法人北方領土問題対策協会の設立以来)</p>	<p>45年9ヶ月(特殊法人北方協会の設立以来)</p>
<p>③ これまでの見直し内容</p>	<p>独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(平成18年12月5日内閣府決定)により、「勧告の方向性を踏まえての主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次期中期目標期間(平成20年度から24年度)に向けて見直しを行うこととした。</p>	<p>同左</p>
<p>④ 国の重点施策との整合性</p>	<p>北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) (昭和58年7月5日 内閣総理大臣決定) 第1 北方領土問題その他の北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項 1 基本方向 北方領土の返還の実現に向けて一致した国民世論の高揚とその持続を図るため、北方領土問題その他の北方地域に関する諸問題についての国民一人一人の理解と認識を深めるとともに、国民の自発的な北方領土返還要求運動の一層の発展とその全国的な定着化を推進する。 2 啓発の重点的推進方法 (1)各種広報媒体及び啓発施設による適切かつ効果的な広報活動の推進 (2)集会、講演会、展示会等各種啓発行事の推進 (3)学校教育、社会教育における適切な指導の確保 (4)地域、職場等における北方領土返還要求運動の促進とその体制の育成強化 第2 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項 1 基本方向 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1)北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 (2)北方地域元居住者の団体の育成とその活用等によるこれらの者に係る研修、交流等の事業の促進</p>	<p>北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) (昭和58年7月5日 内閣総理大臣決定) 第2 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項 1 基本方向 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかんがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るための施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割の重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1)北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進</p>
<p>① 受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>北方領土問題その他北方地域に関する諸問題を解決することによる直接的な受益者は元島民であるが、領土問題は国家主権に関する事柄であり、広く国民全般が受益者であると考えられる。</p>	<p>特別措置法に定められている旧漁業権者、元居住者等の特殊な地位に置かれている者が受益者であり、これらの者への「補償的意味合い」から国が基金10億円を交付し、この運用益、貸付金利息及び長期借入金を原資として北対協が買付業務を行うとともに、国が利子補給費、管理費補給金を負担している。</p>
<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>746,320千円/746,425千円</p>	<p>186,178千円/269,999千円</p>

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

<p>② これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙 1 に記載</p>	<p>別紙 1 に記載</p>
<p>③ 諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
<p>④ 財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その規模)</p>	<p>①昭和63年以来、全都道府県に「県民会議」が設置され、北方領土の日、2月・8月の強靱月間を中心に地道な活動を絶えることなく続けていることは、北方領土問題に関する国民啓発の強力なペースとなっている。交通安全のような身近な問題と異なり、領土・国境、主権という“高度なテーマ”に関して、多くの人々の無償の活動によりこのような体制が維持されていることは他に類を思ない。②「県民会議」を中心に、「北連協」、「千島連盟」といった多様な背景や内容を持つ組織との連携を図りつつ進められている返還要求運動は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するものである。</p>	<p>本融資制度は、昭和37～平成18年度累計において18,384人に対し36,045百万円の融資を行っており、北方地域旧漁業権者等の漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図る効果を有している。</p>
<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>「北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針」にあるとおり、北方領土問題解決を促進するためにこれらの事業は不可欠である。</p>	<p>同左</p>
<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>	<p>・国民世論の啓発業務、調査研究等について見直す。</p>	<p>・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>見直し内容を検討中のため、改善見込みは未定である。</p>	<p>同左</p>
<p>理由</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>
<p>事業性の有無とその理由</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

事務・事業の 民営化の検討	可	民営化を前提とした規制の可能性・内容			
		民営化に向けた措置			
(2)	否	民営化の時期			
		民営化しない理由	<p>①返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。②これらの事業は、採算性が全く見込まれないのみならず、国の方針との密接な連携の下に進められる必要があり、民営化には馴染まない。③仮に“民営化”したとすれば、国の取組み姿勢の後退として受け取られ、内では返還運動の衰退、外へは問題ったメッセージの発出という結果を招くことが予想される。</p>	<p>本事業(貸付勘定)の自己資金は約17億円(基金及び積立金)であるが、貸付残高は58億円(平成18年度末現在)に上っており、自己資金以外の貸付原資は市中金融機関からの借入金によっている。本事業の目的は低利融資であり、その利率は、同種の政策金融の状況等を基準として政府関与の下に定められている。このため、本事業の取支差を補うための補助金(利子補給及び管理費補給)が交付される仕組みとなっている。</p> <p>したがって本事業には、採算性が無く、民営化にじまない。</p>	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	該当する対象事業	<p>a施設の管理・運営 b研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発 f 検査検定、g 徴収、h その他</p>	<p>a施設の管理・運営 b研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発 f 検査検定、g 徴収、h その他</p>
			入札種別(官民競争/民間競争)	否	否
			入札実施予定時期		
			事業開始予定時期		
			契約期間		
導入しない理由	<p>返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものであって、官民競争入札等にはなじまない。</p> <p>また、必要な啓発物品等の作成に当たっては、既に一般競争入札や企画競争を行っている。</p>	<p>本事業の淵源である10億円の基金は、北方地域の旧産業権者等の補償要求に対する措置として国庫より交付されたものであり、この事業は、10億円の基金の管理ととも、国の責任において行われるべきであるという意識が関係者の間に極めて強い。</p> <p>北方領土返還要求運動において元島民等は「特別な地位」を占めており、運動の推進に不可欠な存在であるが、元島民等に対する特別な低利融資制度である本事業は、全国の返還運動の推進を図る中心組織である北対協の他の事業と一体的に行われるのからも自然であり、関係者の心情にも合致して効果的・効果的である。従って、この事業について官民競争入札等の制度を導入することは適当でない。</p>			

対象となる事務・事業の内容		北方領土に関する諸問題についての国民世論の啓発・調査研究、元島民等への援護業務等		「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置方に関する法律」に基づく融資事業業務等	
移管の可否	移管先	否		否	
	内容				
	理由				
可	理由	一体的実施の可否	否		否
		一体的に実施する法人等			
		内容			
		理由	上記「移管しない理由」と同じ		上記「移管しない理由」と同じ
否	理由	一体的実施の可否	否		否
		一体的に実施する法人等			
		内容			
		理由	上記「移管しない理由」と同じ		上記「移管しない理由」と同じ
移管	理由	一体的実施の可否	否		否
		一体的に実施する法人等			
		内容			
		理由	上記「移管しない理由」と同じ		上記「移管しない理由」と同じ
他の法人への移管・一体的実施		(4)			
		返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。したがって、これらの事業を的確に、かつ、効果的に進めていくためには、北方領土問題に関する知識、幅広い関係者との人脈・信頼関係が欠かせないものであり、適当な移管先は存在しない。		旧漁業権者等が特殊な地位に置かれていることを鑑み、政策的見地から交付された基金10億円とその集まりである積立金は、「将来において、旧漁業権者等に対する措置が必要になる場合には、協会の残余財産をもって処理する」とされている。このことは法対象者にとつて自身の補償的意味合いを持つものであり、国の責任において管理すべきであるとの意識が極めて強い。 また、元居住者等は返還運動の中核的な立場を占めており、運動の推進に不可欠な存在である。これは国が上記の措置を取っていることが大きな活力となっている。 北対協が扱う融資制度は多種に渡るため、他の法人において一元的に取り扱うことは困難である。 このことから、北方領土問題が解決するまでは、国の責任において、確実に貸付業務を実施することが必要である	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	該当なし
	理由	該当なし
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名) ・一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を19年度中に行い、業務分担の在り方を再度、見直す。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。
	理由	<p>中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基く見直しの実施。</p>

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況	役員等の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・ 学歴構成によるラスハイリス指数)	94.4	北対協のHPにおいて、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基き、役職員の報酬・給与について公表している。
		人件費総額の削減状況	平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在の19名を17名とする。	
	②一般管 理費、業 務費等	現状(平成19年4月1日現在)	現行中期目標において、一般管理費(人件費を除く。)について中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行うことが定められている。	
		効率化目標の設定の 内容・設定時期	次期中期目標(平成20年度から平成24年度)において、効率化目標を設定する。	
③民間委託による経費削減の取組内容	主たる事業が民間ボランティアの活動により実施されており、民間委託は考えにくい。			
	業務の効率化のため、コンピューターによる会計システム等の活用、電子媒体を活用したペーパーレス化を推進			
④情報通信技術による業務運営の効率 化の状況	業務の効率化のため、コンピューターによる会計システム等の活用、電子媒体を活用したペーパーレス化を推進			
	北方領土問題対策協会の人材に関する情報、随意契約に係る公示、会計規程、随意契約の公表基準等をホームページにおいて公表している。			
情報公開の現状	現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、契約の在り方の見直しなど不測の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入、範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。			
	見直しの方向	名称	合計	<p>社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟</p>

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に開する情報公開	関連法人 関連法人以外の契約締結先	契約額	67,533千円(補助金)	
		うち随意契約額(%)	-	
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	該当者なし	
		名称	別添参照1, 2	合計
		契約額	別添参照1, 2	55,754千円
(3) 随意契約の見直し	当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	うち随意契約額(%)	別添参照1, 2	42,841千円(77%)
			該当者なし	該当者なし
(4) 保有資産の見直し				
3. 自主性・自律性確保				
(1) 中期目標の明確化	現状	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載		
	今後の取組方針	別紙3に記載		
	現状	現行中期目標において、業務運営の効率化に関しては、一般管理費(人件費を除く。)について中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行うことが定められている。 次期中期目標の策定において、北対協が担う役割を明確にするとともに、可能な限り重点化や効率化の基本方向を明らかにし、引き続き具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、決算情報・セクメント情報についても、引き続き公表の充実等を図ることとする		
(2) 国民による意見の活用	現状	北対協が実施する各事業で、アンケートを実施しており、参加者からの意見や要望を事業に効果的に反映させるよう努めている。また、啓発施設にもアンケート箱を設置し、アンケート結果を踏まえた施設の充実強化を図っているところである。		
	今後の取組方針	今後もアンケートなどを実施し、広く意見を吸い上げ、独立行政法人の運営・評価に活用することとする。		